

## TOYAMA Free Wi-Fiサービスの提供に関する協定書（案）

TOYAMA Free Wi-Fi整備推進協議会（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、SSID「TOYAMA Free Wi-Fi」により公衆無線LANサービス（以下「TOYAMA Free Wi-Fiサービス」という。）を提供する環境の整備推進について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、TOYAMA Free Wi-Fiサービスを提供する環境整備について、甲及び乙が連携して推進することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に定める用語は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公衆無線LANサービス

無線通信を用いて構築した構内ネットワークを経由してインターネットに接続するサービスをいう。

(2) アクセスポイント機器

端末から、無線通信で無線LANに接続するための中継機器をいう。

（要件等）

第3条 乙は、TOYAMA Free Wi-Fiサービスの提供を行うにあたり、要件及びアクセスポイント機器の仕様等について、甲が別に定めるTOYAMA Free Wi-Fiサービスの要件等を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が提供するTOYAMA Free Wi-Fiサービスが適切かつ継続して行われるよう協力するものとする。

（協定の解除）

第4条 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

- (1) 相手方がこの協定を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき
- (2) 相手方がこの協定の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、相手方がこの協定に違反したとき

（報告）

第5条 乙は、次条に定める期間内にその名称、代表者、所在地等に変更があったときは、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲、乙いずれからも意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（定めのない事項等の処理）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 富山市新総曲輪1番7号  
TOYAMA Free Wi-Fi 整備推進協議会  
会長 ○○ ○○

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○ ○○ ○○

県内において、外国人を含む観光客及び利用者がストレスなく、無料で利用できる、SSID「TOYAMA Free Wi-Fi」による公衆無線LANサービス（以下「TOYAMA Free Wi-Fi サービス」という。）提供の要件及びアクセスポイント機器の仕様等については、次のとおりとする。

## 1 定義

- (1) TOYAMA Free Wi-Fi サービス設備提供事業者（以下「サービス設備提供事業者」という。）  
TOYAMA Free Wi-Fi サービスを提供するためのアクセスポイントを提供する事業者をいうものとし、原則として、電気通信事業法第9条の登録または第16条第1項の届出を行っている者とする。
- (2) TOYAMA Free Wi-Fi 認証サービス提供事業者（以下「認証サービス提供事業者」という。）  
TOYAMA Free Wi-Fi サービスを提供するための認証サービスを提供する事業者をいうものとし、TOYAMA Free Wi-Fi 整備推進協議会（以下「協議会」という。）において別途定めることとする。

## 2 サービス設備提供事業者が遵守すべき要件

- (1) TOYAMA Free Wi-Fi サービスへの接続について
  - ア アクセスポイント機器は、あらかじめTOYAMA Free Wi-Fi協議会にて定められた認証サービス提供事業者が提供する認証サービスへの接続試験を行い、接続可能であったものとする。
  - イ バックホール回線事業者は限定しないこと。
  - ウ 切れ目のないサービスを提供するため、次のいずれかの方法により、TOYAMA Free Wi-Fi サービスに接続すること。
    - (ア) 認証サービス提供事業者が提供する認証サービスに接続すること。
    - (イ) ローミングサービス等により、TOYAMA Free Wi-Fi サービスを提供できる環境を構築すること。
- (2) TOYAMA Free Wi-Fi サービスの提供について
  - ア 24時間365日（計画による停止・定期保守を除く）接続できること。
  - イ 同じアクセスポイントに接続している利用端末間のアクセスが禁止されていること。

## 3 認証サービス提供事業者が遵守すべき要件

- (1) TOYAMA Free Wi-Fi サービスの提供について
  - ア 国内のサービス事業者と契約していない外国人も含め誰もが無料で利用できること
  - イ SSID 選択後、認証画面に表示される利用規約に対する同意ボタンをタップすることにより、インターネットに接続できること。
  - ウ 認証画面等は、日本語、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語に対応すること。
  - エ 協議会が指定するSSID「TOYAMA Free Wi-Fi」を用いること。
  - オ 1回の接続は3時間で、回数に制限がないこと。
  - カ 24時間365日（計画による停止・定期保守を除く）接続できること。
  - キ 災害発生時などの非常時には、時間制限なく無料で使えるようサービスを開放すること。
  - ク 利用時にMACアドレスを取得すること。
  - ケ 一定期間接続ログを保管すること。
  - コ 有害サイトのフィルタリングを行うこと。

サ 対応する端末、OS及びブラウザは次のとおりとする。

(ア) スマートフォン端末・タブレット端末で動作すること。

(イ) iOS、Android、Windows等標準的なOSで動作すること。(iOS、Androidは必須)

(ウ) Google Chrome、Safari、Internet Explorer、Mozilla Firefox、等標準的なブラウザで閲覧・操作できること。(Google Chrome、Safariは必須)

(エ) 特別な設定やプラグイン等が不要な環境で動作すること。

シ 日本語、英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語に対応した、利用者向けのわかりやすいマニュアルを作成すること

#### 4 その他

(1) サービス設備提供事業者および認証サービス提供事業者が遵守すべき要件について、会長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(2) 協議会とTOYAMA Free Wi-Fiサービスの提供に関する協定書を締結する際は、協議会に加入すること。

(3) TOYAMA Free Wi-Fiサービスを開始または終了する際は、事前に、施設管理者の同意を得たうえで、別紙1により協議会に報告すること。

(4) アクセスポイント機器の利用状況について、毎年度4月末日までに、別紙2により協議会あて年度報告を行うこと。

(5) 協議会による広報手段(ステッカーの貼付やチラシの配布等)について協力すること。

TOYAMA Free Wi-Fiサービスの開始(終了)に関する報告(案)

平成 年 月 日

TOYAMA Free Wi-Fi整備推進協議会長 あて

団体名:

所在地:

代表者:

「TOYAMA Free Wi-Fiサービスの要件等」に基づき、下記のとおりTOYAMA Free Wi-Fiサービス開始(終了)について報告します。

記

1 TOYAMA Free Wi-Fiアクセスポイント設置施設

施設の名称	施設管理者※	住所	設置場所	数量	サービス開始(終了)日

※ 施設管理者と施設設置者が異なる場合は、( )書きで施設設置者を記載すること

2 本件に係る担当者・連絡先

所属	
職氏名	
住所	(〒 - )
電話番号	
e-mail	

平成 年度におけるTOYAMA Free Wi-Fiサービスの利用状況に関する報告(案)

平成 年 月 日

TOYAMA Free Wi-Fi整備推進協議会長 あて

団体名:

所在地:

代表者:

「TOYAMA Free Wi-Fiサービスの要件等」に基づき、下記のとおりTOYAMA Free Wi-Fiサービスの利用状況について報告します。

記

1 TOYAMA Free Wi-Fiアクセスポイント設置施設ごとの利用状況

施設の名称	アクセスポイント 設置数	総アクセス 数	ユニーク 端末数	言語別アクセス数				
				日	英	中 (繁体字)	中 (簡体字)	韓

2 本件に係る担当者・連絡先

所 属	
職 氏 名	
住 所	(〒 - )
電 話 番 号	
e-mail	